

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 1 件 名 | 令和8年度流木運搬・処分作業 |
| 2 工 事 場 所 | 群馬県みどり市東町沢入地内他 |
| 3 工 期 | 契約締結の翌日から 令和8年9月30日 までとする。 |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見 積 参 加 要 件 | みどり市及び伊勢崎市の一般廃棄物収集運搬業の許可を得ている者 |

3 見 積 書 等

- | | |
|---------------------|--|
| 1)様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。 |
| 2)提出方法 | 電子メール又はFAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、電子メール又はFAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3)提出期限 | 令和 8 年 8 月 20 日 12:00 まで |
| 4)提 出 先 | 独立行政法人 水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所
電子メール nyukei_watarase@water.go.jp FAX番号 0277-97-3300 |
| 質 問 書
5) 提 出 期 限 | 令和 8 年 8 月 18 日 12:00 まで |
| 6)見積回数 | 2回を限度とする。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年8月21日 12:00 までとします。 |
| 7)そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |

- | | |
|-----------|---|
| 4 見 積 辞 退 | 仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。 |
| 5 見 積 結 果 | 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。 |
| 6 そ の 他 | 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2) 請負代金の支払いについては、 <u>履行確認後の一括支払</u> となります。
3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。 |

令和8年度流木運搬・処分作業

仕 様 書

令和8年8月

独立行政法人水資源機構

渡良瀬川ダム総合管理所

第1章 総 則

第1節 適 用

この仕様書は、「令和8年度流木運搬・処分作業」（以下「本作業」という。）に適用する。

第2節 作業の内容

2-1 作業場所

群馬県みどり市東町沢入地内他

2-2 作業概要

本作業は、別図に示す流木置場から流木を運搬し処分を行うものである。

第3節 作業期間

作業期間は、契約締結の翌日から令和8年9月30日までとする。

第4節 予定数量

本作業の予定数量は、下表のとおりである。表示した数量は見込みであり、履行を保証するものではない。

なお、現地状況等により数量の増減が著しい場合、担当職員と協議すること。この場合、請負代金額の変更の対象とする。

名称	規格	単位	数量	備 考
一般廃棄物運搬	流木	m3	200	積込は別途工事で実施
一般廃棄物処分	流木	m3	200	第6節参照

第5節 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、本作業の実施に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入（不当要求又は工事妨害）に対し断固としてこれを拒否し、また、不当介入を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。また、担当職員等とも連絡を密にとり工程等被害が生じた場合は、協議するものとする。

第6節 一般廃棄物の運搬

本作業において運搬する一般廃棄物は、次に示す処分場に運搬するものとする。

一般廃棄物	運搬先 区 分	積算上の条件明示				
		受入れ場所	受入期間及び 受入時間	その他の 受入条件	片道運搬 距離	受入費用 (税抜き)
流木	処分場	伊勢崎市市場町 2丁目1220番地	日曜・祝日を除く 8:00～18:00	—	35.6km	4,000円/m3

運搬については、運搬業を有する元請けが行うものとする。

第 7節 作業中の安全確保

7-1 作業現場管理

受注者は、労働安全衛生法並びに関係する法令等を遵守し、作業中のすべての危険、損失、障害等を防止するために必要な作業規則、表示を、作業関係者に周知徹底させるとともに、安全作業のために必要な施設を設置し、保安、防災、衛生等の現場管理に万全を期さなければならない。

7-2 交通に対する安全管理

本作業は、一般道の走行が大きな部分を占めることから、作業時には一般車両に十分注意し、追突等に十分注意し安全走行に努めるものとする。

第 8節 作業の履行報告及び確認

受注者は、（１）から（３）の書面を担当職員に提出するものとし、受注者より提出された書面により施工数量を確認する。

- | | |
|---------------------|---------|
| （１）受入れ施設の計量数量（処分数量） | 1 式(1部) |
| （２）関係図書（作業状況写真） | 1 式(1部) |
| （３）その他担当職員が指示する書面 | 1 式(1部) |

第 9節 関係機関との協議

本作業は、廃棄物処理法に関連するものであり、契約締結後に発注者が関連するものの手続きを進める必要がある。よって担当職員から作業着手可能になった旨の指示があるまで、着手してはならない。

第 10節 疑義等

受注者は、仕様書に明記されていない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

以 上

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 令和8年度流木運搬・処分作業

独立行政法人 水資源機構
渡良瀬川ダム総合管理所

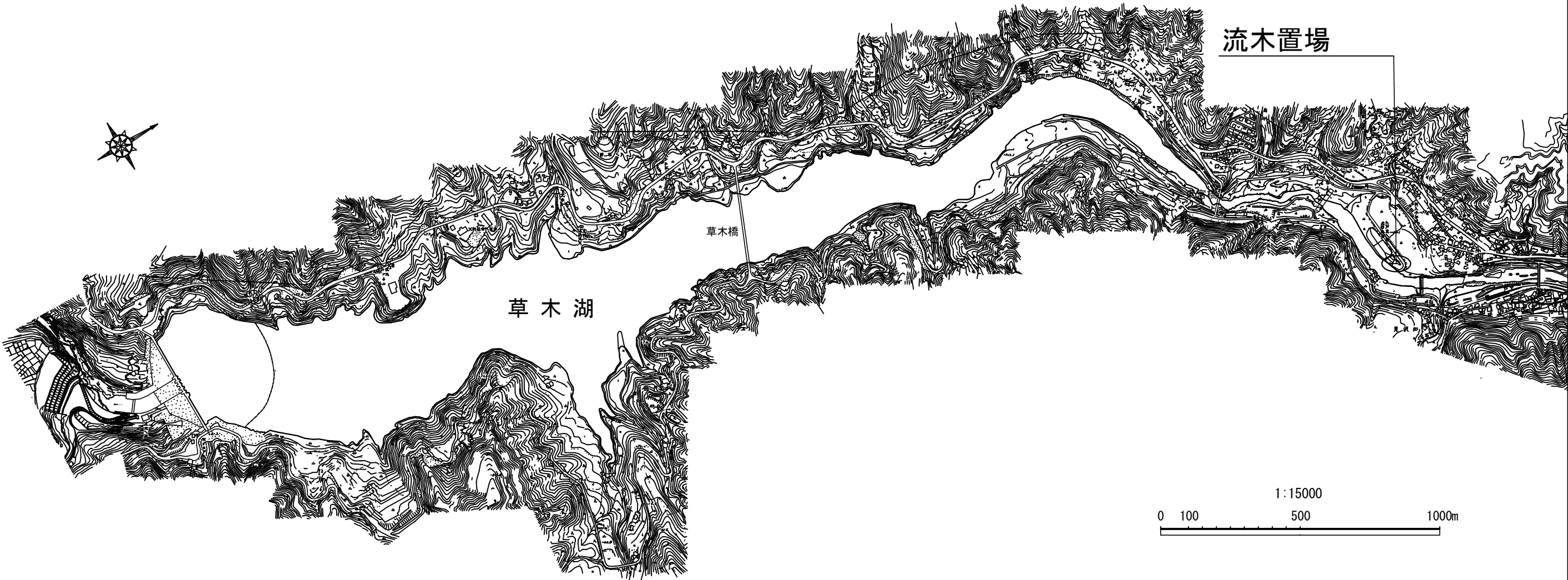
工事数量総括表

工事名	令和8年度流木運搬・処分作業 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
河川維持		式		1		
清掃工		式		1		
流木運搬工		式		1		
流木運搬		m3		200		
処分費		m3		200		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

工事数量総括表

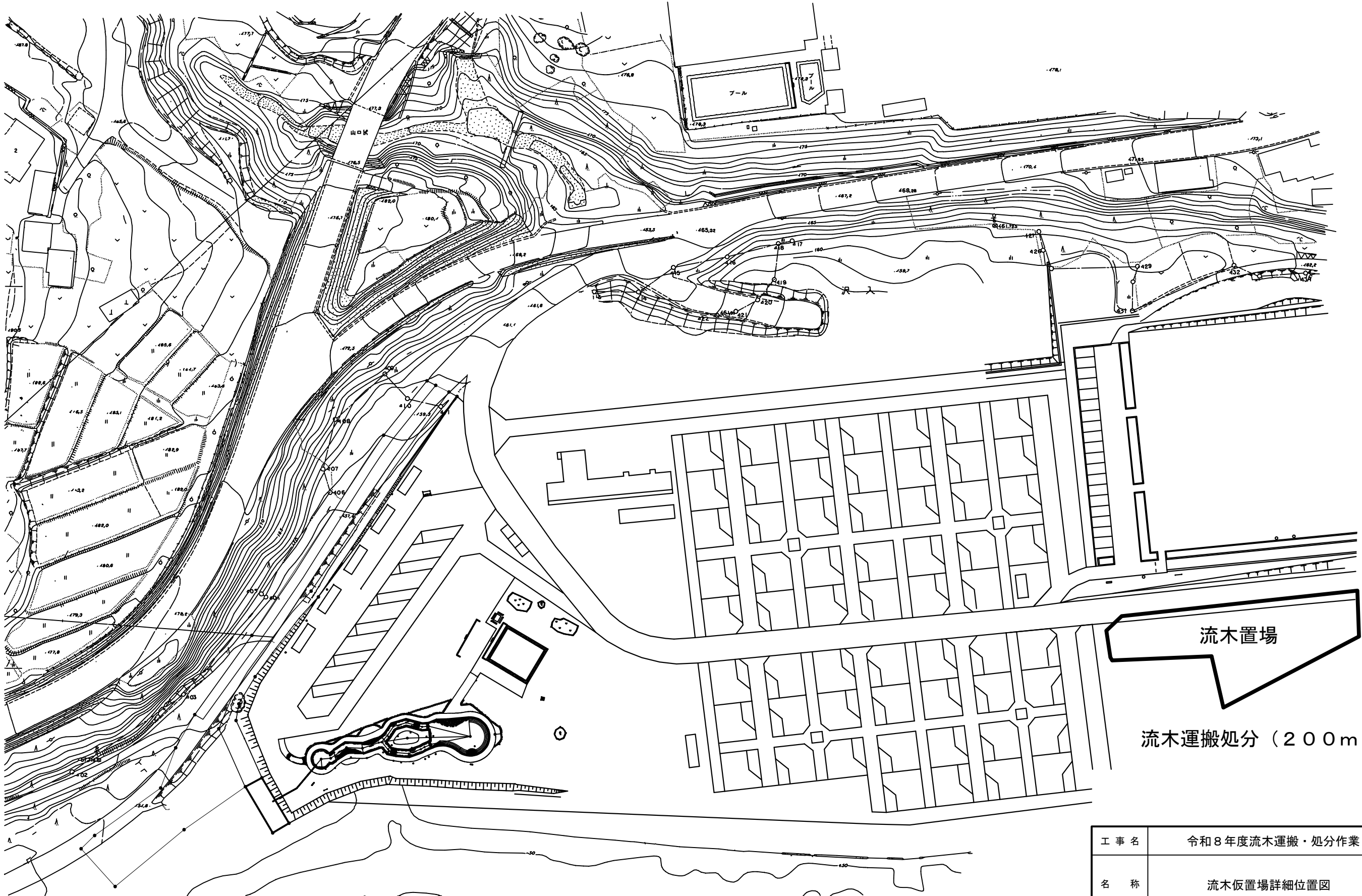
工事名	令和8年度流木運搬・処分作業						(当 初)	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
一般管理費等			式		1			
工事価格			式		1			
消費税相当額			式		1			
工事費計			式		1			

流木仮置場位置図



工 事 名		令和8年度流木運搬・処分作業	
名 称		流木仮置場位置図	
登録番号		整理番号	
独立行政法人水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所			

流木仮置場詳細位置図



流木置場

流木運搬処分（200m3）

工 事 名	令和8年度流木運搬・処分作業	
名 称	流木仮置場詳細位置図	
登録番号		整理番号
独立行政法人水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所		

【参考資料】 流木状況



令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年8月7日に交付された「令和8年度流木運搬・処分作業」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123 + 4 = 127$
 $127 \div 2 = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123 + 4 + 1 = 128$
 $128 \div 3 = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。